

伊賀市ふるさと納税支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

本実施要領は、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、伊賀市ふるさと納税支援業務（以下「本業務」という。）を委託する候補者を選定するために必要な事項を定める。

1 目的

伊賀市が実施する本業務について、事務の効率化や寄附の増加、市の魅力発信、関係人口の創出及び地域の活性化を図るため、寄附データの管理・分析、返礼品の発注・配送管理、返礼品の開発・拡充及び情報発信、寄附証明書の発行、ワンストップ特例処理への対応等を民間事業者へ委託するにあたり、プロポーザルにより豊富な知識と専門的な技術、ノウハウを有する事業者から広く提案を募り、総合的な審査により最も優秀な者を選定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

伊賀市ふるさと納税支援業務委託

(2) 履行場所

伊賀市全域

(3) 業務内容

別紙「伊賀市ふるさと納税支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(5) 見積上限

業務委託料 寄附金額の 5 % 以内（消費税及び地方消費税を含まない。）

※なお、以下の費用については上記業務委託料とは別に支払を行うものとする。

- ・本市が契約している寄附受付サイトの利用に係る使用料及び手数料
- ・クレジットカード決済等の決済手数料
- ・返礼品の調達及び送付に関する費用
- ・お礼状、寄附金受領証明書、ワンストップ特例申請書、返信用封筒等の寄附者に対する書類の作成及び郵送料

【参考】本市が使用する寄附受付サイト及び過去 3 年間の寄附実績

本市が使用する寄附受付サイト（17 サイト）※令和 7 年 6 月 30 日現在

ふるぽ、ふるさとチョイス、さとふる、楽天ふるさと納税、ふるなび、ふるさと本舗、ふるさとプレミアム、三越伊勢丹、au Pay ふるさと納税、セゾンのふるさと納税、JRE MALL ふるさと納税、ANA のふるさと納税、ふるラボ、ふるさ

と応援納税、KABU&ふるさと納税、Amazon ふるさと納税、Yahoo!ふるさと納税
※掲載準備中:一休.com ふるさと納税

過去3年間の寄附実績

期 間	寄附件数	寄附額
2022(令和4)年4月～2023(令和5)年3月	16,032 件	631,994,000 円
2023(令和5)年4月～2024(令和6)年3月	15,157 件	545,378,389 円
2024(令和6)年4月～2025(令和7)年3月	22,173 件	751,093,000 円

※上記には、寄附受付サイトを介さない寄附を含まない。

3 担当部署

伊賀市産業農林部 商工労働課 商工振興係
〒518-8501 三重県伊賀市四十九町 3184 番地
電話 0595-22-9669 FAX 0595-22-9695
メールアドレス shoukou@city.iga.lg.jp

4 選択方式

公募型プロポーザル方式

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「応募者」という。）は、公告日現在において、伊賀市契約規則(令和4年伊賀市規則第29号)第15条2項に規定する入札参加資格者名簿の「事務事業委託—公共サービス業務」に登録されている者で、次に掲げる全てを満たしているものとする。

ただし、参加資格確認後であっても、契約締結までの期間中に要件に該当していないことが明らかになった場合は欠格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状況が著しく不健全でない者
- (3) 法人税、所得税、消費税、地方消費税並びに市町村税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更正手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者
- (5) 公告から契約締結までの期間に、伊賀市又は三重県で指名停止等の措置を受けていない者（ただし、伊賀市において指名停止を受けた場合、伊賀市の措置期間が終了した時点から申請可）
- (6) 個人情報保護のために必要な措置（プライバシーマーク（（一財）日本情報経済

社会推進協会が認定しているものをいう。以下同じ。)等の認定取得又は企業内で情報セキュリティ方針の策定等を講じていること。

(7) 法令、規則等に違反していない者

(8) 他地方公共団体において、本業務と同種業務の契約を締結し履行している実績があること。

6 実施スケジュール

実施スケジュールは下記のとおりとする。ただし、やむを得ない事情により変更する場合がある。

期日等	項目
公告（公募開始）	令和7年8月27日(水)
プロポーザル参加資格確認申請書類の受付	令和7年8月27日(水)から 令和7年9月10日(水)まで
質問書の受付	令和7年8月27日(水)から 令和7年9月10日(水)まで
質問書に対する回答掲載	令和7年9月12日(金)
参加資格審査結果の通知	令和7年9月17日(水)まで
企画提案書類の受付	令和7年9月17日(水)から 令和7年10月6日(月)まで
プロポーザル審査（プレゼンテーション）	令和7年10月17日(金)
審査結果通知	令和7年10月下旬
契約の締結（業務の開始）	令和7年11月中旬
本業務によるふるさと納税の受付開始	令和8年4月1日以降で各寄附受付サイト上において受付が開始できる最短の日から

※本プロポーザルの公募に関する資料等は、伊賀市ホームページからダウンロードするものとする。

7 プロポーザル参加資格確認申請書類の受付

(1) 応募者は、下記提出書類を作成し、受付期間中に下記に示した提出先に持参または郵送により提出すること。電話、ファックス、メール等による受付や受付時間外の受付は一切行わない。また、提出書類はいかなる理由でも返却しない。

なお、期限までに参加申込関係書類に欠落がある者、参加資格要件に該当しないと認められた者のほか、次の要件に該当する場合は失格とする。

① 提出書類に虚偽があった場合

② 審査に関する不正な行為が認められた場合

③ 伊賀市ふるさと納税支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を構成する委員、本業務事業に従事する市職員及び市関係者に対

して、所定の方法(質問書による質問等)以外で、本プロポーザル参加にかかる不正な接触の事実が認められた場合

(2) 提出書類

書類名	留意点等	様式
プロポーザル参加 資格確認申込書	—	様式 1
資格要件事前確認 書	—	様式 2
契約締結実績書	・ふるさと納税に係る支援業務(寄附データの管理、返礼品の発注及び発送管理、返礼品協力事業者等へのお支払業務並びに寄附者への対応に関する業務)について、取扱寄附件数の多いものから 2 件記載すること。なお、同種業務が 1 件の場合は、残りの欄は空欄とすること。 ※契約期間中のものを含む ・契約書(写)等及び仕様書(写)を添付すること。	様式 3
個人情報保護のために必要な措置を講じていることを証する資料等	・プライバシーマーク((一財)日本情報経済社会推進協会が認定しているものをいう。)等の認定取得を証する資料等 ・企業内で情報セキュリティ方針の策定等を講じていることを証する資料等	—
納税証明書等	・令和 7 年 4 月 1 日以降に発行のもの(原本) (1) 伊賀市内に本店を有する事業者 ・すべての市税[未納税額のない納税証明書]=伊賀市収税課発行 (2) 伊賀市内に支店、営業所、出張所等を有する事業者 ①すべての市税[未納税額のない納税証明書]=伊賀市収税課発行 ②消費税及び地方消費税[未納税額のない納税証明書その 3]=所管税務署発行 (3) 三重県内に本店、支店、営業所、出張所等を有する事業者 ①すべての県税[未納税額のない納税確認書]=所管県税事務所発行 ②消費税及び地方消費税[未納税額のない納税証明書その 3]=所管税務署発行	—

	(4) その他の事業者 ・法人税、消費税及び地方消費税[未納税額のない 納税証明書その3の3]＝所管税務署発行	
--	---	--

(3) 提出期間

令和7年8月27日(水)から

令和7年9月10日(水)まで

※受付時間は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便）とする。

（令和7年9月10日（水）午後5時必着のこと。）

(5) 提出先

〒518-8501 三重県伊賀市四十九町 3184 番地

伊賀市産業農林部 商工労働課 商工振興係（伊賀市役所本庁舎3階）

(6) 提出部数

1部

8 質問の受付及び回答

本プロポーザルの提出書類及び業務に関して質問がある場合は、プロポーザルに関する質問書（様式4）を使用して、電子メールに添付のうえ質問すること。なお、他の方法による質問は受け付けない。

電子メールの件名は、本プロポーザルに関する質問であることが一見して分かるよう配慮すること。また、電子メールには、応募者の名称、担当者氏名及び連絡先を明記すること。

(1) 受付期間

令和7年8月27日(水)から

令和7年9月10日(水)まで

(2) 送付先

伊賀市産業農林部 商工労働課 商工振興係

電話番号 0595-22-9669

メールアドレス shoukou@city.iga.lg.jp

※電子メール送信後、必ず電話による受信確認を行うこと。

(3) 質問書の回答日

令和7年9月12日(金)

(4) 回答方法

質問に対する回答は一括して質問回答書として取りまとめ、伊賀市ホームページに掲載することとし、個別の回答は行わない。なお、提出者の名称及び独自のノウハウと判断した部分に関しては公表しないものとする。また、単に意見の表

明と解されるもの及び回答に対する質問は受け付けない。

9 参加資格審査結果の通知

(1) 参加資格審査結果の通知

7により提出された参加資格確認申請書類に基づき参加資格審査を行い、参加資格の有無について決定し、令和7年9月17日(水)までに文書で通知する。

(2) 参加資格の確認結果に対する説明要求について

参加資格がないと通知された者は、伊賀市プロポーザル方式実施要綱(平成25年伊賀市告示第176号)第12条第3項の規定に基づき、伊賀市入札及び契約に関する苦情処理事務取扱要領(平成19年伊賀市告示第256号)第4条に規定する苦情申立書により、その理由について説明を求めることができる。

① 申立期間

通知を受けた日から5日以内

午前9時から午後5時まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。)

② 提出先

伊賀市産業農林部 商工労働課 商工振興係(伊賀市役所本庁舎3階)

③ 提出方法

持参とし、郵便等による提出は認めない。

10 企画提案書類の受付

本プロポーザルの参加資格が認められ、提案を行おうとする者(以下「提案者」という。)は、次により企画提案書類を提出すること。

企画提案書類は、下記の提出書類の内容等に沿って所定の書類を整え、受付期間中に下記に示した提出先に持参又は郵送により提出すること。

ファックス、メール等による受付や受付時間外の受付は一切行わない。また、書類の提出後は、内容の追加や修正を一切認めないものとし、提出書類はいかなる理由でも返却しない。

(1) 提出期間

令和7年9月17日(水)から

令和7年10月6日(月)まで

※受付時間は、祝日を除く月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで

(2) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便)とする。

(令和7年10月6日(月)午後5時必着のこと。)

(3) 提出先

〒518-8501 三重県伊賀市四十九町3184番地

伊賀市産業農林部 商工労働課 商工振興係(伊賀市役所本庁舎3階)

(4) 提出書類一覧

① 提案に関する申込書【提出部数：1部】

書類名	留意事項等	様式
提案申込書	—	様式5

② 提案者に関する資料【提出部数：各1部】

書類名	留意事項等	様式
提案者概要	・直近3事業年度分の決算書の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書を添付すること。 なお、営業年数が3年に満たない場合は、提出可能な年度分の資料を添付すること。	様式6
配置予定従事者調書	・担当業務内容は、本業務において担当することが想定される内容を簡潔に記載すること。 ・担当従事者が未定の場合は、「その他経験業務・資格等」欄のみ記載すること。	様式7

③ 企画提案書類【提出部数：各10部（正本1部、副本9部）】

- ・書類名の掲載順に下部中央に通し番号（ページ番号）を付け、左側綴じでレール式ファイルにより製本すること。
- ・提出する書類の正本には提案者名を記載した表紙を挿入すること。なお、副本には表紙及び全ての書類に提案者の名称やロゴマーク等を一切記入しないこと。
- ・表紙、裏表紙及び目次ページ等を除く企画提案書本文を、A4版で20ページの範囲内で作成すること。また、企画提案書本文は、両面印刷の場合は10枚の範囲内、片面印刷の場合は20枚の範囲内で作成すること。
- ・文書及び写真、イラスト、イメージ図等で分かりやすくまとめること。
- ・文字の大きさは11pt以上とすること。
- ・使用言語は日本語とし、数字はアラビア数字を用いること。

書類名	留意事項等	様式
基本業務に関する提案書	次に掲げる内容を分かりやすく記載すること。 ・取り扱うことができる寄附受付サイト名 ・寄附データの管理及び分析、返礼品の発注及び配送管理、返礼品協力事業者への支払及びコールセンター業務、寄附者への書類作成及び発行等を行うにあたっての業務プロセス、人員体制、具体的な手法等 ・返礼品協力事業者の開拓及び支援、返礼品の開発・拡充に関する業務を行うにあたっての業務プロセス、人員体制、具体的な手法等 ・ワンストップ特例申請に関する業務プロセス、業	—

	務の効率化、委託者の業務負担軽減、オンラインワ ンストップ特例申請者数の増加等に関する提案等	
広報・プロモーションに関する提案書	本市の地域特性等を把握した上で、ふるさと納税 の寄附件数及び寄附額の増加に向けて行う戦略的 広報、プロモーションの手法及びプロセス、各寄附 受付サイトにおいて実施するレビュー数の増加施 策等を記載すること。	—
ふるさと納税を通じた伊賀ブランド（IGAMONO）をはじめとした地場産品のブランディング強化及び関係人口創出支援に関する提案書	ふるさと納税を通じた伊賀ブランド（IGAMONO）を はじめとした地場産品のブランディング強化及び 関係人口創出支援に関する考え方、手法及び提案・ 支援プロセス等を記載すること。 ＜参考＞伊賀ブランド（IGAMONO）について 【市ホームページ】 https://www.city.iga.lg.jp/0000001816.html 【IGAMONO 公式ホームページ】 http://www.igamono.org/ 【IGAMONO オンラインストア】 https://shop.igamono.org/ 【IGAMONO オンラインストア Instagram】 https://www.instagram.com/igamono_online/	—
業務工程計画書	・契約締結時（令和 7 年 11 月中旬）から寄附受付 開始（令和 8 年 4 月 1 日以降で各寄附受付サイト 上において受付が開始できる最短の日）までの期 間における工程を記載すること。 ・様式で定める内容を満たすものであれば、任意様 式による提出も可能とする。 ・受託者変更に伴う、各寄附受付サイトにおける寄 附受付停止期間を記載すること。	様式 8

④ 参考見積書【提出部数：1 部】

書類名	留意事項等	様式
参考見積書	・寄附額に対する％を記載すること。 ・消費税を含まない見積として記載すること。	様式 9

11 辞退届の提出

提案申込書及び企画提案書類の提出後にプロポーザル審査を辞退する者は、辞退届

を次の方法で提出すること。

(1) 提出書類

辞退届（様式 10）

(2) 提出期限

令和 7 年 10 月 10 日（金）

※受付時間は、祝日を除く月曜日から金曜日までの午前 9 時から午後 5 時まで。

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便）とする

（令和 7 年 10 月 10 日（金）午後 5 時必着のこと。）

(4) 提出先

〒518-8501 三重県伊賀市四十九町 3184 番地

伊賀市産業農林部 商工労働課 商工振興係（伊賀市役所本庁舎 3 階）

(5) 提出部数

正本 1 部

12 プロポーザル審査及び審査結果の通知

(1) 審査

審査委員会において提案者によるプレゼンテーションを実施し、提出された企画提案書類等及びヒアリング審査により、評価、採点を行う。

(2) 1 者提案

提案者が 1 者のみの場合であってもプロポーザル審査を行い、選定の可否を決定する。

(3) プロポーザル審査（プレゼンテーション）

① 実施日時 令和 7 年 10 月 17 日（金）

② 実施場所 伊賀市役所本庁舎

※時間や場所等は、参加資格審査結果の通知時に、応募者に文書で通知する。

③ 実施方法 企画提案書類受付順によりプロポーザル審査を行う。

※プロポーザル審査を欠席した場合は、審査及び選定から除外する。

④ 実施時間 30 分（説明 20 分、質疑 10 分）

(4) 失格となる提案者

提案者が以下に該当する場合は失格となることがある。

① 本要領に定める手続以外の手法により、審査委員又は関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合

② プレゼンテーション時に審査委員会の許可なく追加資料等を提出した場合

③ その他審査委員会が不適格と認めた場合

(5) 審査、選定の基準

① 審査委員会において、企画提案書類、プレゼンテーション及びヒアリング審査を基に評価、採点を行い、最高得点を得た者を契約の相手方の候補者として選

定する。ただし、審査の評価点の合計が、審査配点の総合計に対し 100 分の 60 に満たない場合は、契約の相手方の候補者として認めないものとする。なお、評価が同点の者が 2 者以上となった場合は、審査委員会委員の協議により決定するものとする。

②評価項目、視点及び配点

審査項目	評価基準	配点
ア 財務状況及び業務実績	・企業の短期的な支払能力があるか。また、企業の収益力及び安定性があるか。 ・他地方公共団体において、本業務と同種業務の契約を締結し履行している実績があるか。	5
イ 業務体制	・本市が使用する寄附受付サイトにおける支援業務対応、寄附データの管理や分析が行える体制が整っているか。 ・ワンストップ特例処理等の対応状況や業務の効率化、委託者の業務負担軽減、オンラインワンストップ特例申請者数の増加等に関する提案がなされているか。 ・寄附者及び返礼品協力事業者からの問い合わせや苦情等への適切な対応ができる体制が整っているか。	10
ウ 返礼品協力事業者の開拓、支援及び返礼品の開発・拡充	・本市の地域特性等を踏まえた返礼品の開発が可能か。また、提案において具体的な手法等が示されているか。 ・返礼品協力事業者の開拓及び支援体制等について、具体的な方法が示され、返礼品協力事業者との関係構築及び魅力ある返礼品の拡充につながる提案になっているか。	12
エ 広報・プロモーションの充実	・寄附件数や寄附額の増加に向けた寄附受付サイト等の効果的な活用方法や具体的な支援プロセスが提案されているか。	30
オ ふるさと納税を通じた伊賀ブランド（IGAMONO）をはじめとした地場産品のブランディング強化及び関係人口創出支援に関する提案	・伊賀ブランド（IGAMONO）をはじめとした地場産品のブランディング強化について、本市への具体的な支援体制が提案されているか。 - また、寄附者と本市とが、ふるさと納税を通じて継続的につながりを持つための企画提案体制が整っているか。 ・各寄附受付サイトにおいて実施するレビュー数	30

	の増加施策が提案されているか。	
カ 受付開始までの 工程管理	・本業務に係るふるさと納税受付開始日までの工程、返礼品協力事業者等関係者への対応内容等が具体的に示されているか。	10
キ 参考見積	・参考見積の額（単位：％）	3
合 計		100

(6) 審査結果の通知

- ① 審査の結果に基づき、最優秀提案者、次点者に特定した者及び決定しなかった者に対し、文書にてその旨を通知する。
- ② 選定されなかった者は、伊賀市入札及び契約に関する苦情処理事務取扱要領第4条に規定する苦情申立書（様式第1号）により非特定理由の説明を求めることができる。

ア 提出期間 審査結果の通知を受けた日から5日以内
※受付時間は、祝日を除く月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 〒518-8501 三重県伊賀市四十九町 3184 番地
伊賀市産業農林部 商工労働課 商工振興係
（伊賀市役所本庁舎3階）

ウ 提出方法 持参とし、郵送は認めない。

13 業務委託先の決定

(1) 業務計画書の作成

最優秀提案者として特定した旨の通知を受けた者は、仕様書、企画提案書及びプレゼンテーション内容に基づき、業務の履行に必要な具体の条件などを記載した業務計画書を委託者と協議・調整のうえ作成すること。

(2) 契約の方法

業務計画書が作成されたのち、最優秀提案者と随意契約による契約を締結する。ただし、最優秀提案者に事故等があり契約が不調となった場合は、次点者を随意契約の相手方とする。

14 その他の留意事項

- (1) 詳細は、伊賀市プロポーザル方式実施要綱の規定によるものとする。
- (2) 資料作成に要する費用は、応募者及び提案者の負担とする。
- (3) 一度提出された資料の修正は受け付けない。また、資料の返却は行わない。
- (4) 提案者は、本業務に関して専門分野についての協力者を加えることができる。ただし、協力者となった者及びその者の所属する事業所は、本プロポーザルに参加できない。

- (5) 提案者が、審査委員会を構成する委員、本業務事業に従事する市職員及び市関係者に対して本プロポーザルに関して接触を求めたときは失格とする。
- (6) 企画提案書類等が、次のいずれかに該当する場合は無効となる場合がある。
- ① 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - ② 企画提案書類等について指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
 - ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - ⑤ 提出した書類に虚偽の記載があるもの、既に発表されたものと同一あるいは類似の案又は盗用した疑いがあると審査委員会が認めたもの。なお、契約後事実関係が判明した場合においても同様とする。